

令和6(2024)年度とちぎ賃上げ・業務改善奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する令和6(2024)年度とちぎ賃上げ・業務改善奨励金(以下「本奨励金」という。)については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に定めるものほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 本奨励金は、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等とともに、賃金の引上げを行う事業者に対し、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)(以下「国助成金」という。)の支給額に応じた金額を県が支給することにより、事業者の持続的な賃上げ環境の整備を図ることを目的とする。

2 交付の対象者、交付の対象となる経費及び助成率は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

交付の対象者	交付の対象となる経費及び助成率
県内に事業所を有する中小企業事業者のうち、別紙の要件をすべて満たす者とする。	別表1のとおり

(交付の申請)

第3条 本奨励金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は次の表に定めるところによる。

提出すべき 申請書の名称	様式	申請書に添付すべき 書類の名称	部数	提出期限
令和6(2024) 年度とちぎ賃 上げ・業務改 善助成金交付 申請書	別記様式第1	1 誓約・同意書(様式第1号) 2 国助成金交付決定通知書(国助成金 交付要綱様式第2号-1)の写し 3 国助成金交付額確定及び支給決定 通知書(国助成金交付要綱様式第11 号)の写し 4 国助成金事業実績報告書(国助成金 交付要綱 様式第9号)の写し 5 国庫補助金精算書(国助成金交付要 綱 様式第9号別紙1)の写し 6 事業実施結果報告(国助成金交付要 綱 様式第9号別紙2)の写し 7 とちぎ賃上げ・業務改善奨励金につ いてのアンケート 8 その他知事が必要と認める書類	各1部	令和7(2025) 年3月10日

(交付決定及び交付額確定)

第4条 本奨励金の交付決定は、規則第16条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うことと
する。

(実績報告)

第5条 規則第13条の規定による実績報告は、第3条の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(交付決定の取消等)

第6条 国助成金の返還を命じられたときは、規則第17条の規定により第4条の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は額の確定があった後においても適用があるものとする。

(奨励金の請求)

第7条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	請求書に添付すべき 書類の名称	部数	提出期限
令和6(2024)年度 とちぎ賃上げ・業務 改善奨励金交付請 求書	別記様式第2	交付決定及び交付額確定通 知書(様式第2号)(以下「確 定通知書」という。)の写し	1部	確定通知書の受理後 20日以内

(書類の整備)

第8条 規則第23条で規定される書類及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は産業労働観光部長が別に定めるものとする。

附 則

- この要領は、令和6(2024)年10月●日から適用する。
- この要領は、令和7(2025)年3月31日限りその効力を失う。
- この要領の失効前に交付の決定のなされた奨励金事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。